

## 平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事業による 評価・審査料金減免のお知らせ

弊社は国土交通省から「平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事業」補助金交付決定の通知を受けました。それに伴い、下記の通り評価・審査料金減免を実施いたします。

### 記

#### ■ 減免の対象業務と減免額の上限

- ①BELSに係る評価
- ②建築物省エネ法に係る性能向上計画認定の技術的審査（法第 30 条）
- ③建築物省エネ法に係る認定表示の技術的審査（法第 36 条）

減免額の上限（弊社の評価・審査料金から下表の金額を減免いたします）

建物形式（住宅）	区分	減免額の上限	
		単独申請の場合	併願申請の場合
一戸建て		—	9,000 円
共同住宅 （住戸のみの評価）	基本料金	55,000 円	27,500 円
	戸当り料金	3,500 円	1,700 円
共同住宅 （建物全体の評価）	基本料金	50,000 円	30,000 円
	戸当り料金	6,000 円	3,000 円

- ・併願申請とは、BELSの評価申請等を、設計住宅性能評価、長期優良住宅認定及び低炭素建築物認定に係る技術的審査等の申請と併せて行うことをいいます。
- ・共同住宅で「住戸のみの評価」と「建物全体の評価」の両方を行う場合の上限額は、別表に示す「建物全体の評価」の額とします。
- ・一戸建ての住宅、および、延べ面積が 300 m<sup>2</sup>以下の共同住宅については、併願申請の場合に減免を適用します。
- ・延べ面積が 300 m<sup>2</sup>以上の共同住宅については、弊社に確認申請の依頼があり、原則として BELS 評価、または、性能向上計画の認定により届出の合理化等を行う場合に減免を適用します。

（注）上記は新規評価・審査に対する評価・審査料金減免の適用となります。

変更申請に係るものは減免対象となりませんのでご注意ください。

#### ■ 減免対象期間

本お知らせ以降に申請が行われ、平成 30 年 2 月 15 日までに評価書・適合証を交付されたもの。ただし、対象期間内であっても減免適用の総額には限りがありますので、交付決定額に達した時点で減免適用の実施を終了いたします。

■ 減免の対象にならないもの

以下の評価・審査案件は減免適用の対象外です。

- ①建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物に係るもの
- ②評価・審査料金に対して、本事業とは別に他の国庫補助金を受けているもの又は受ける見込みのあるもの
- ③減免の対象業務となるBELS評価、省エネ認定のための技術的審査の取得を要件としている国庫補助金を受けているもの又は受ける見込みのあるもの  
＜BELS評価等の取得を要件としている補助事業の例＞
  - ・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業
  - ・地域型住宅グリーン化事業
  - ・賃貸住宅における省CO2促進モデル事業
- ④変更申請に係るもの

また、次の費用は、減免額の算定対象となりません。

- ⑤BELS評価書等の再交付及びBELSプレートの交付に係る費用
- ⑥消費税及び地方消費税

■ 減免申請の注意事項、その他

- ①減免対象業務の申請にあたり、申請案件が減免の対象にならないものに該当しないことを誓約する覚書を提出していただきます。（別途資料添付）
- ②弊社の評価・審査担当支店ごと、減免の対象業務（BELS・30条・36条）ごとに、同じ申請者（申請者が会社の場合は全社で通算）当り各5件を上限とします。  
（同一住棟内にある住戸の申請は、複数住戸に対する申請であっても1件とします）

以上